

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2024 年 11 月 1 日

株式会社資生堂

2024年11月1日

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

東京都中央区銀座七丁目5番5号
株式会社資生堂
代表執行役 藤原 憲太郎

株式会社資生堂（以下、「当社」又は「吸収分割会社」といいます）は、2024年11月1日付で資生堂ジャパン株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます）との間で締結の吸収分割契約書に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、当社の総合インナービューティーブランド「SHISEIDO BEAUTY WELLNESS」の日本市場のマーケティング機能および同ブランドにかかる自社Eコマース事業にかかる権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件会社分割」といいます）を行うことといたしました。

本件会社分割に関する事項は下記のとおりです。

記

- 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙①のとおりです。
- 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）
本件会社分割は、完全親子会社間において行われるため、本件会社分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行いません。
- 会社法第758条8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）
該当事項はありません。
- 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項
についての定め
の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
該当事項はありません。
- 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第183条第4号）
 - 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙②のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当する事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当する事項はありません。

6. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

- (1) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当する事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 吸収分割会社について
当社の本件会社分割の効力発生日以後の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、当社の債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておりません。
以上の点に鑑みて、効力発生日以後における当社の債務の履行の確実性に問題はないと判断しています。
- (2) 吸収分割承継会社について（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る）
吸収分割承継会社の本件会社分割の効力発生日以後の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておりません。
以上の点に鑑みて、効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の確実性に問題はないと判断しています。

以上



吸収分割契約書

株式会社資生堂（住所：東京都中央区銀座七丁目5番5号）（以下、甲という。）と資生堂ジャパン株式会社（住所：東京都中央区銀座七丁目5番5号）（以下、乙という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり、吸収分割契約（以下、本契約という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、甲のインナービューティーブランド「SHISEIDO BEAUTY WELLNESS」の日本市場のマーケティング機能および同ブランドにかかる自社Eコマース事業（以下、本件事業という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下、本件分割という。）。

第2条（分割の対価）

乙は、本件分割に際して、甲に対して一切の対価を交付しない。

第3条（乙の資本金および準備金等の額に関する事項）

乙は、本件分割に際し、資本金および準備金の額を変更しない。

第4条（乙が甲から承継する権利義務）

乙は、本件分割の効力発生日において、本件事業に関連する資産、負債、その他の権利義務および契約（以下、承継権利義務という。）を、甲より承継する。なお、承継権利義務の明細は別紙1の「承継権利義務明細表」のとおり。

2 前項に関わらず、法律の規定もしくは契約の定めにより、承継権利義務の承継が認められないもの、または、承継に際して、許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち効力発生日の前日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

3 本件分割において、甲と甲の従業員との間の雇用契約およびこれに付随する権利義務の承継は行わない。

4 本件分割による甲から乙への債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

5 本件分割により甲から乙に承継される債務につき、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対し、その負担の全額について求償することができ

る。

6 甲および乙は、本件分割に際して、登記、登録、通知等の手続が必要なものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第5条（株主総会決議）

1 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第6条（吸収分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2025年1月1日とする。ただし、甲と乙は、合意により、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間、甲は本件事業を善良なる管理者の注意義務をもって継続し、通常の業務遂行に伴うものを除き、乙の事前の書面による承諾なくしてこれらの事業およびこれに属する財産に変更を加えないものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日以降も、本件事業について競業避止義務を負わない。

第9条（公租公課等の負担）

1 承継権利義務にかかる公租公課および保険料等は、効力発生日前日までの期間に対応する分は甲が、効力発生日以後の期間に対応する分は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担する。

2 本契約締結にかかる費用は甲乙各自が負担する。

第10条（吸収分割条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、本件事業もしくは乙の事業またはこれらに属する財産につき重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更し、またはこれを解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲もしくは乙において、本契約の実行に必要な法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の主旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

2024年11月1日

甲

住 所：東京都中央区銀座七丁目5番5号
株式会社資生堂
代表執行役 藤原 憲太郎



乙

住 所：東京都中央区銀座七丁目5番5号
資生堂ジャパン株式会社
代表取締役 藤原 憲太郎



承継権利義務明細表

本件分割により乙が甲から承継する資産、負債、その他の権利義務（承継権利義務）は下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する下記記載の資産および負債は、2024年9月30日現在の甲の貸借対照表上の資産および負債に、本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除したものとする。

記

1. 資産

(1) 流動資産

本件に関連する売掛金、商品

(2) 無形固定資産

本件に関連するソフトウェア

(3) 投資その他の資産

本件に関連する繰延税金資産

2. 負債

(1) 流動負債

本件に関連する賞与引当金、未払費用

(2) 固定負債

本件に関連する退職給付に係る負債

3. 契約（雇用契約を除く）

甲が第三者との間で締結した契約および2024年2月1日を効力発生日とする甲乙間の吸収分割（乙が吸収分割会社、甲が吸収分割承継会社）により乙から甲に承継された契約のうち、本件事業にのみ専属の契約。

4. その他の権利義務

なし

以上



第 9 7 期

〔 2023 年 1 月 1 日から
2023 年 12 月 31 日まで 〕

計 算 書 類

資生堂ジャパン株式会社

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,815	流動負債	84,242
現金及び預金	51	電子記録債務	7,814
受取手形	9	買掛金	33,953
売掛金	32,448	リース債務	257
返品資産	751	未払金	17,865
商品	24,646	未払費用	1,221
貯蔵品	383	未払法人税等	164
前払費用	2,307	未払消費税等	981
未収入金	6,294	未払事業所税	184
関係会社預け金	15,853	預り金	1,268
その他	72	返金負債	9,473
貸倒引当金	△3	賞与引当金	5,621
		契約負債	5,191
		資産除去債務	196
		その他	45
固定資産	47,754	固定負債	12,855
有形固定資産	10,244	リース債務	294
建物	5,457	長期預り金	101
構築物	3	長期未払金	67
機械及び装置	4	退職給付引当金	11,745
工具器具備品	2,295	資産除去債務	428
土地	1,515	その他	217
建設仮勘定	428		
リース資産	539	負債合計	97,097
無形固定資産	11,534	(純資産の部)	
ソフトウェア	10,490	株主資本	33,028
ソフトウェア仮勘定	885	資本金	100
電話加入権	154	資本剰余金	107
リース資産	3	資本準備金	107
投資その他の資産	25,975	利益剰余金	32,820
投資有価証券	1,064	利益準備金	397
出資金	131	その他利益剰余金	32,422
破産更生債権等	38	買換資産圧縮積立金	928
長期未収入金	11	別途積立金	559
長期前払費用	7,804	繰越利益剰余金	30,934
敷金及び差入保証金	4,100	評価・換算差額等	444
繰延税金資産	12,864	その他有価証券評価差額金	444
貸倒引当金	△38		
		純資産合計	33,472
資産合計	130,570	負債純資産合計	130,570

損 益 計 算 書

〔 2023年 1月 1日から
2023年 12月 31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		239,984
売上原価		58,008
売上総利益		181,976
販売費及び一般管理費		184,838
営業損失		2,862
営業外収益		3,356
受取利息及び配当金	24	
受取家賃	144	
受取ロイヤルティ	2,903	
業務受託手数料	9	
為替差益	51	
その他の営業外収益	222	
営業外費用		50
支払利息	15	
その他の営業外費用	34	
経常利益		444
特別利益		6,088
固定資産売却益	6,088	
特別損失		366
固定資産処分損	366	
税引前当期純利益		6,165
法人税、住民税及び事業税	975	
過年度法人税等	209	
法人税等調整額	1,446	
当期純利益		3,534

株主資本等変動計算書

〔 2023年 1月 1日から
2023年 12月 31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等 合計		
		資本準備 金	資本剰余 金合計		買換資産 圧縮積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金				利益剰余 金合計	
当期首残高	100	107	107	397	971	559	27,357	29,286	29,494	393	393	29,887
当期変動額												
剰余金の配当								-	-			-
買換資産圧縮積立班金取崩し					△42		42	-	-			-
当期純利益							3,534	3,534	3,534			3,534
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								-	-	50	50	50
当期変動額合計	-	-	-	-	△42	-	3,576	3,534	3,534	50	50	3,584
当期末残高	100	107	107	397	928	559	30,934	32,820	33,028	444	444	33,472

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品、貯蔵品・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産・・・・・・定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～50年

工具器具備品 1～20年

(2) 無形固定資産・・・・・・定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用・・・・・・定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当事業年度の負担見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に化粧品等の販売を行っております。なお、商品の販売については、商品の引渡時点等において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、当該商品の引渡時点等で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 12,864 百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

なお、当該将来計画には、将来の需要動向や売上予測等の見積りが含まれており、これらの見積りには、今後の施策により収益が拡大する等の仮定に基づく収益の見込が含まれております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

11,741 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権

257 百万円

短期金銭債務

20,410 百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高

関係会社との取引高は以下のとおりであります。

営業取引高

仕入高

33,713 百万円

販売費及び一般管理費

17,845 百万円

営業取引以外の取引高

受取利息

6 百万円

受取家賃

56 百万円

受取ロイヤルティー

2,903 百万円

その他の営業外収益

0 百万円

2. 固定資産売却益

オフィス再編に伴う 1 2 社屋の売却益であります。

6,088 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	8,000,000	—	—	8,000,000

(税効果会計に関する注記)

1. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産の発生は、退職給付引当金税務否認額、棚卸資産税務否認額及び賞与引当金税務否認額であります。

なお、評価性引当額は、621百万円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び関連会社

属性	会社名	住所	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	事業年度 末残高 (百万円)
親会社	株式会社 資生堂	東京都 中央区	国内海外 化粧品事業 等	(被所有者) 直接 100%	商品の購入 役員の兼任	商品の仕入(注1)	33,713	買掛金	16,939
						R&D等のロイヤル ティーの支払(注1)	3,549	未払金	1,500
						業務委託(注1)	3,861		
						必要資金の 引出(注2)	—	関係会社 預け金	15,853
								未収利息	0
					ブランド等のロイヤ ルティーの受取 (注1)(注3)	2,765	未収入金	3,042	
親会社の子会社	資生堂フィ ティット(株)	東京都 中央区	国内化粧品 事業	なし	商品の購入 役員の兼任	商品の仕入 (注1)	15,975	買掛金	7,069
	株式会社 資生堂イ ンターナシ ョナル	東京都 中央区	国内化粧品 事業	なし	商品の購入 役員の兼任	商品の仕入 (注1)	17,716	買掛金	9,448
	資生堂薬品 (株)	東京都 中央区	国内医薬品 事業	なし	商品の購入 役員の兼任	業務等受託 (注3)	9	未収入金	136

※取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件については、市場実勢等を勘案して、双方の協議の上で決定しております。

(注2) 親会社との資金取引はキャッシュ・マネジメント・システムによるものであるため取引金額を記載していません。

(注3) ブランド等のロイヤルティーおよび業務受託料に係る取引金額は純額表示しております。

ます。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループ会社からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等である出資金(貸借対照表計上額131百万円)は、次の表には含めておりません。また、現金は注記より省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、関係会社預け金、電子記録債務、買掛金、未払金、預り金は短期間で決裁されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,064	1,064	-
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金(*)	38 △38		
	-	-	-
(3) 敷金及び差入保証金	4,100	3,756	343
資産計	5,164	4,820	343
(4) リース債務	552	524	27
負債計	552	524	27

(*)破産更生債権等に係る貸倒引当金を控除しております。

3. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(1) 投資有価証券

上場株式は、期末日の市場価額により算出しておりレベル1に分類しております。非上場株式は、割引将来キャッシュ・フロー法により算定しておりレベル3に分類しております。

(2) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としておりレベル3に分類し

ております。

(3) 敷金及び差入保証金

敷金及び差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを現在の国債のリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しておりレベル2に分類しております。

(4) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっておりレベル2に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	4,184円03銭
2. 1株当たりの当期純利益	441円75銭

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に関する事項)の4. 収益及び費用の計上基準のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 重要な組織再編について

当社は、2023年11月24日付取締役決定書にて、2024年1月1日を効力発生日として、会社分割(簡易吸収分割)により、当社のグループ会社である資生堂薬品株式会社を承継することを決議しました。

(1) 本会社分割の目的

市場成長が続いている「クリーン&ダーマ(注)」領域および「インナービューティー」領域を、日本の生活者変化を捉えた新たな成長機会として位置付け、これらへの取り組み強化を通じて新たな需要・体験価値を創造すべく、当該領域へのブランドを持つ資生堂薬品株式会社の事業を、日本地域の化粧品やヘルスケア事業を展開する当社が吸収分割の形で承継することにしました。

(注) 肌の刺激になりやすいとされる成分を配合しない(クリーン)化粧品と、皮膚科学に基づくダーマ化粧品とを合わせた市場領域。

(2) 本会社分割の要旨

① 本会社分割の日程

当社取締役会決定日	2023年11月24日
吸収分割契約締結日	2023年11月24日
吸収分割日(効力発生日)	2024年1月1日

② 本会社分割の方式

当社を承継会社、資生堂薬品株式会社を分割会社とする簡易吸収分割です。

③ 本会社分割に係る割当内容

本会社分割に際し、株式その他の金銭等の割り当てはありません。

④ 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

⑤ 承継会社が承継する権利義務

当社は、本会社分割に係る資産、負債及び権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において資生堂薬品株式会社より承継します。

⑥ 分割会社の資産・負債及び純資産の額（2023年12月31日現在）

総資産	12 百万円
負債	33 百万円
純資産	△21 百万円

⑦ 本会社分割により承継する事業の規模（2023年12月期）

売上高	8,077 百万円
当期純利益	762 百万円

⑧ 債務履行の見込

本会社分割の有効発生日以降における当社が負担すべき債務につきましては、履行の見込に問題ないと判断しております。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理します。

2. 早期退職支援プラン実施について

親会社である株式会社資生堂の 2024 年 2 月 29 日付の取締役会において、早期退職支援プラン実施を決議いたしました。

(1) 早期退職支援プラン実施の理由

「持続的な成長」、「稼げる基盤構築」、「人財変革」の 3 つを柱とする新経営改革プラン「ミライシフト NIPPON 2025」を実行していきます。このうち「人財変革」において、自己革新を続ける人財・組織を早期確立のために、社員一人ひとりのキャリアを支援する「ミライキャリアプラン」の一環として、新たなチャレンジを目指し、当社で培われた経験やスキルを、社会や社外でのキャリアで活かしたいと考える社員に対して、早期退職支援プランを提供することを決定しました。

(2) 早期退職支援プランの概要

- | | |
|--------|---------------------------------|
| ① 対象者 | 当社所属社員のうち、一定の年齢および勤続年数等の条件を満たす者 |
| ② 想定人数 | 約 1,500 名 |
| ③ 募集期間 | 2024 年 4 月 17 日～2024 年 5 月 8 日 |

- ④ 退職日 2024 年 9 月 30 日
- ⑤ 支援プラン 退職時年齢に応じた特別加算金を通常の退職金に加算
希望者に対して再就職支援サービスを提供

(3) 早期退職支援プラン実施による損益への影響

当該事項が 2024 年 12 月期の業績へ及ぼす影響としては、退職加算金などの費用の総額は概ね 190 億円と見込んでおります。

(その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 9 7 期

〔 2023 年 1 月 1 日から
2023 年 12 月 31 日まで 〕

附 属 明 細 書 (計 算 書 類 関 係)

資生堂ジャパン株式会社

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	6,577	227	804	542	5,457	6,962	12,420
	構築物	5	-	1	0	3	6	9
	機械及び装置	5	-	-	0	4	13	18
	工具器具備品	2,648	312	44	621	2,295	3,826	6,121
	土地	2,841	-	1,326	-	1,515	-	1,515
	建設仮勘定	400	1,547	1,519	-	428	-	428
	リース資産	602	318	2	379	539	932	1,472
	計	13,080	2,406	3,699	1,543	10,244	11,741	21,986
無形 固定 資産	ソフトウェア	8,062	5,322	76	2,818	10,490		
	ソフトウェア 仮勘定	2,378	3,071	4,564	-	885		
	電話加入権	154	-	-	-	154		
	リース資産	6	-	-	2	3		
		計	10,602	8,394	4,641	2,820	11,534	

(注) 主な増減

①建物及び構築物	増加	社屋更新工事	138百万円
	減少	社屋売却	795百万円
②工具器具備品	増加	店頭コーナー投資	237百万円
③土地	減少	社屋売却	1,326百万円
④建設仮勘定	増加	InouI 新ブランド等店頭コーナー	885百万円
	増加	オフィス関連	519百万円
	減少	長期前払費用店頭コーナー	581百万円
	減少	オフィス関連 建物	227百万円
⑤ソフトウェア	増加	FOCUS システム	3,404百万円
	増加	Beauty key アプリ	376百万円
	増加	次期肌測定器(HSS3)	345百万円
⑥ソフトウェア仮勘定	増加	FOCUS システム	2,215百万円
	増加	Beauty key アプリ	174百万円
	減少	FOCUS システム	3,402百万円
	減少	次期肌測定器(HSS3)	276百万円
	減少	Beauty key アプリ	204百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	35	7	1	41
賞与引当金	8,403	5,621	8,403	5,621
退職給付引当金	12,765	2,253	3,273	11,745
環境対策引当金	-	0	-	0

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
媒体費	16,999	
媒体制作費	4,583	
見本・販売用具費	11,287	
販売強化費	13,060	
販促分担金	546	
その他MK投資	825	
ブランド開発費	269	
研究開発費	2,200	
給料	41,868	
賞与	15,833	
退職給付費用	4,085	
法定福利費・厚生費	10,298	
その他人件費	18	
荷造運送費	18,936	
業務委託費	14,957	
支払 R&D ロイヤルティー	3,100	
HQ グループ運営費	3,861	
クロスチャージサービス費用	321	
減価償却費	4,363	
支払賃料/リース料	4,577	
その他経費	12,841	
計	184,838	